

平成28年度

教育に関する事務の点検・評価報告書

平成28年12月

豊島区教育委員会

目 次

I 教育に関する事務の点検・評価の実施について

1	はじめに	1
2	実施方法	1
3	評価の概要	2

II 点検・評価の結果一覧

点検・評価の結果一覧	6
------------	---

III 点検・評価の結果

事業分析シート	7
1 「確かな学力」の育成	
○ グローバル化に対応した小学校外国語活動の充実	
・ 小学校外国語活動の充実	8
2 「豊かな人間性」の育成	
○ 生活指導の充実	
・ 不登校対策	10
3 「健やかな心と体」の育成	
○ 安全・安心な学校	
・ 通学路における防犯カメラ	12
4 地域に信頼される教育	
○ 放課後子ども教室の推進	
・ 放課後子ども教室事業	14
5 学校施設環境改善交付金事業	
・ 学校改築事業・大規模環境事業	16
6 視察評価	
・ 池袋本町地区校舎併設型小中連携校	18
・ 子どもスキップ南池袋	18

IV 資料等

教育に関する事務の点検・評価実施要綱	19
教育に関する事務の点検・評価委員会設置要綱	20

I 教育に関する事務の点検・評価の実施について

1 はじめに

平成20年度から「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定に基づき、各地方公共団体の教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行状況について教育に関し学識経験を有する者の知見を活用した点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することとされている。

豊島区教育委員会では、この法律の規定に基づき、本年度も教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価（以下、「点検・評価」という。）を実施した。

（参考）「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（抜粋）
（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む)を含む)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 実施方法

教育ビジョン2015の施策を構成する各事務事業について、ヒアリング及び事業の視察を実施した。

また、評価施策に係る池袋本町地区校舎併設型小中連携校及び子どもスキップ南池袋の視察も行った。

3 評価の概要

1 委員会の設置

(1) 目的

教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うに際し、点検・評価の客観性、透明性、公正性を確保するとともに区民への説明責任を果たすために、教育に関する識見を有する外部委員による豊島区教育に関する事務の点検・評価委員会を設置する。

なお、本委員会は、豊島区附属機関設置に関する条例（平成26年7月7日公布）により、教育委員会の附属機関に位置付けられた。

(2) 委員（3名）

職	氏名	区分	略歴
委員長	壺内 明	学識経験者	聖徳大学児童学部教授、前港区立御成門中学校長、元江東区立深川第三中学校長、元足立区教育委員会指導室長
委員 (職務代理)	工藤 豊太	学校経営経験者	東京音楽大学教授、元豊島区立中学校教育研究会会長、元東京都中学校音楽教育研究会会長、元豊島区立明豊中学校長、元杉並区教育委員会指導室長、元目黒区立第一中学校長
委員	和田 健男	区民	自営業、保護司、元要小学校PTA会長、元豊島区立小学校PTA連合会会長、要町二丁目町会長

2 評価対象

豊島区教育委員会が評価対象として指定した教育ビジョン2015の4施策に基づく事務事業の執行と施策に関連する学校の取り組みの状況とを合わせて、施策の推進に有効に機能しているか点検・評価した。

また、学校施設環境改善交付金交付要綱に基づき、学校施設環境改善交付金に係る事業についても評価対象とした。

	施策	事業体系	実施事業
1	「確かな学力」の育成	グローバル化に対応した英語教育の充実	小学校外国語活動の充実 (幼・小・中の学びの連続性を重視したカリキュラムの作成)
2	「豊かな人間性」の育成	生活指導の充実	不登校対策 (スクールソーシャルワーカー 事業の充実)
3	「健やかな心と体」の育成	安全・安心な学校	通学路における防犯カメラ
4	地域に信頼される教育	放課後子ども教室の推進	放課後子ども教室事業 (地域との連携とプログラムの充実)
5	学校施設環境改善交付金		

3 評価の視点

事業分析シートでは、施策を構成する教育委員会の各事業について、下表の効率性と有効性の視点から評価する。

また、学校施設環境改善交付金に係る事業の評価については、事業分析シートを用いて、学校施設環境の機能の向上という視点から効率性・有効性を評価する。

	効率性	有効性
事業分析シート	実施方法は効率的か コストは適正か	施策を構成する各事業と学校での 取り組みが施策の推進に寄与して いるか
事業分析シート (学校施設環境改善交付金)	実施方法は効率的か コストは適正か	学校施設環境の機能が向上したか

事業分析シートの効率性と有効性は、3段階で評価する

評 価
A : 高い B : 適正 C : 低い

4 委員会開催状況

回数	開催日	場 所	審 議 内 容
第1回	10月13日(木)	庁舎803会議室	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成27年度点検・評価項目に対する取組み状況報告 ○ 平成28年度点検・評価の概要説明 ○ 評価対象の選定について ○ 学校視察の実施について
第2回	11月2日(水)	池袋本町地区校舎併設型小中連携校 南池袋小学校・子どもスキップ南池袋	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校視察 ○ 子どもスキップ視察
第3回	11月18日(金)	教育委員会室	○ 外部評価審議
第4回	12月16日(金)	教育委員会室	○ 外部評価まとめ

5 外部評価の公表

ホームページ等に掲載し、区民への周知を図る。

区議会第1回定例会 子ども文教委員会（2月27日）に評価の結果を報告する。

II 点検・評価の結果一覧

施策	事業体系	実施事業	効率性	有効性
「確かな学力」の育成	グローバル化に対応した英語教育の充実	小学校外国語活動の充実 (幼・小・中の学びの連続性を重視したカリキュラムの作成)	A	A
「豊かな人間性」の育成	生活指導の充実	不登校対策 (スクールソーシャルワーカー 事業の充実)	A	A
「健やかな心と体」の育成	安全・安心な学校	通学路における防犯カメラ	B	A
地域に信頼される教育	放課後子ども教室の推進	放課後子ども教室事業 (地域との連携とプログラムの充実)	A	A
学校施設環境改善交付金			A	A

Ⅲ 点検・評価の結果

事業分析シート

- 1 小学校外国語活動の充実
(幼・小・中の学びの連続性を重視したカリキュラムの作成)
- 2 不登校対策 (スクールソーシャルワーカー事業の充実)
- 3 通学路における防犯カメラ
- 4 放課後子ども教室事業 (地域との連携とプログラムの充実)
- 5 学校施設環境改善交付金
- 6 学校視察評価 (池袋本町地区校舎併設型小中連携校、
南池袋小学校、子どもスキップ南池袋)

事業分析シート

施策名	「確かな学力」の育成		
事業名称	小学校外国語活動の充実 (幼・小・中の学びの連続性を重視したカリキュラムの作成)	担当課：指導課	

目的	将来、国際社会で活躍し、国際性豊かな豊島区を担う人材を育成するため、人権尊重の精神を基調とした児童・生徒の国際感覚を養い、国際共通語である英語による実践的コミュニケーション力を育成する。コミュニケーション能力の素地を培い、豊かな表現力の育成を図る。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校外国語活動の充実を目指し、小学校1年生から英語活動を実施する。英語活動すべての時間にALT（外国人英語指導助手）を配置し、児童のコミュニケーション能力の素地を培う。 ・ 区独自の「英語カリキュラム」に基づき、ALTと連携し、学級担任が計画的に英語活動の指導にあたる。 ・ 2020オリンピック・パラリンピック東京大会を見据えて、東京都が作成した「Welcome to tokyo」を積極的に活用し、豊島区の文化について英語で発信する活動を取り入れる。 ・ 区内七大学連携による「イングリッシュキャンプ」を実施するなど、児童・生徒が英語を使って自分の考えを表現する場面の拡充を図り、英語によるコミュニケーション能力の向上を図る。
手法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区立全小・中学校の各学級に対しALTを派遣し、担任とのチームティーチングによる授業を実施する。また、平成27年度より幼稚園における外国語活動（年間で1.5時間×4回）を導入し、幼児期から英語に親しむ機会を増やす。 ・ 各小学校に講師を派遣し、ALTと連携した指導方法及び東京都の教材の活用を含めた英語活動の指導方法について研修を年1回実施する。 ・ 小学校5・6年における英語の教科化に向けて、平成28年度より区委嘱委員会として英語活動・英語教育検討委員会を立ち上げ、豊島区の文化を発信する活動を追加する等、区独自の英語カリキュラムの内容の改善を検討する。 ・ 立教大学と連携して「イングリッシュキャンプ」を年3回（小1回、中2回）実施し、小中学生の英語によるコミュニケーション能力の向上を図る。

(単位：千円)

		事業費		特定財源		一般財源	
予算 (H27)		39,627		0		39,627	
決算 (H27)		37,678		0		37,678	
所要人員 (正規)	1	所要人員 (非常勤)	0	開始時期	—	終了時期	—
根拠法令等	豊島区教育ビジョン2015			法律による義務付け	無し	必要性	有り

指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区学力調査 意識調査結果（小6・中3「英語の授業は楽しい」の質問に対する定的回答率） ・ 区学力調査 英語結果（中2・中3 達成率） ・ ALTの授業実施状況について指導課より学校への定期的な情報収集
達成度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区学力調査 意識調査結果（小6 65.1% 中3 57.2%） ・ 区学力調査 英語結果（中2 89.0% 中3 84.0%） ・ ALTの授業実施状況について指導課より学校への定期的な情報収集
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ ALT個人の指導力や不規則な配置は不安要素であり改善が必要である。 ・ 中学校におけるALTと指導内容を確認する時間の確保が難しく改善が必要である。 ・ 中学校における英語の少人数授業への対応が課題である。（少人数授業 3校実施） ・ オリンピック・パラリンピック教育と関連付けた区独自の教材開発が課題である。

	評価	判断理由
効率性	A	<p>英語の教科化を見据え、研究部会の設置、教員の研修、免許取得のための体制作りなどを既に実施している。</p> <p>イングリッシュキャンプで既に連携している立教大学を始め、区内7大学と連携している豊島区は実践する環境、条件が整っている。更なる充実をして頂きたい。</p> <p>平成32年に完全実施される、新学習指導要領に対応した事業を展開している。</p> <p>児童・生徒の英語力を向上させるにはALTの導入のみならず、学級・教科担任の意識の向上と、豊島区独自の教材開発などを今後さらに進める必要がある。</p>
有効性	A	<p>イングリッシュキャンプ、小学校1年生からの英語活動など、子供の頃からコミュニケーションがとれる環境作りに取り組んでいる。</p> <p>R&Cフェスタなど、児童・生徒が活動の成果を英語で発表する機会を設けつつ、「豊島ふるさと学習プログラム」、「オリンピック・パラリンピック教育」とも絡めて、英語で情報発信するなど英語活動を推進している。</p> <p>幼稚園の英語遊び、小学校1年生からの英語活動、ALT講師配置など、「読む」「聞く」「話す」「書く」4観点の内「話す」「聞く」を中心に、先駆的に英語活動に取り組んでいるが、教科化した際に「読む」「聞く」が加わることのギャップについて更なる検討を継続して頂きたい。</p>

事業分析シート

施策名	「豊かな人間性」の育成		
事業名称	不登校対策 (スクールソーシャルワーカー事業の充実)	担当課：教育センター	

目的	学校のみでは解消できない不登校、家庭環境、虐待、貧困等の問題について、学校との協働体制のもと、家庭訪問を実施、福祉・医療の関係機関と連携し、問題の解消・改善を目的とする。
内容	不登校をはじめとする様々な問題行動に対し、福祉分野に関する専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカー（SSW）を有効に活用し、関係機関との連携を図った問題解決の推進及び相談体制の一層の充実を図る。
手法	<ul style="list-style-type: none"> ・ スクールソーシャルワーカー（SSW）の学校派遣 深刻な家庭の問題等により学校だけでは対処しきれない困難な不登校等の問題に対し、学校長からの申請によりSSWを学校に派遣する。家庭訪問による保護者支援や適応指導教室通級の同行などのアウトリーチ型の支援、関係機関とのネットワーク作り等、児童・生徒をとりまく環境に働きかける事により、問題の改善を図る。 ・ 不登校児童・生徒の「登校支援シート」 各小中学校で、不登校児童・生徒の個別シートを作成し、支援計画を立てる際のツールとして校内で活用するとともに、シートは毎月教育センターに提出、SSWが学校と情報共有する際の資料としても活用している。 ・ 学校訪問による不登校対策ケース会議 全小中学校30校を訪問し不登校ケースの支援のあり方についての検討を行う。学校から管理職、養護教諭、担任、スクールカウンセラー（SC）等が出席、教育センターからは教育センター所長及び係長、指導主事、SSWが出席する。資料として「登校支援シート」を活用している。

(単位：千円)

		事業費		特定財源		一般財源	
予算 (H27)		8,048		4,334		3,714	
決算 (H27)		8,340		4,225		4,115	
所要人員 (正規)	0.2	所要人員 (非常勤)	0	開始時期	H24	終了時期	—
根拠法令等	文部科学省スクールソーシャルワーカー活用実施要領			法律による義務付け	無し	必要性	有り

指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ SSW申請件数 ・ SSWが対応した問題で解決・改善した問題の割合 <p>※「解決」の主訴は、いじめ問題 ※「改善」の目安：申請時点との状況比較 不登校の場合は、適応度Ⅰ～Ⅴを目安に判断している。 Ⅰ：学校復帰 Ⅱ：適応指導教室と学校と半々 Ⅲ：週1回登校 Ⅳ：登校できないが適応指導教室には通う Ⅴ：学校にも適応指導教室にも通級できない</p>
達成度	<ul style="list-style-type: none"> ・ SSW申請件数 平成26年度…47件 平成27年度…65件 平成28年度(9月末) …64件 ・ 解決・改善した問題の割合 平成26年度…45% 平成27年度…44% 平成28年度(9月末) …51%
課題	大幅に急増している申請及び学校・家庭からの緊急事案に対応していくために、常勤化が望まれる。

	評 価	判 断 理 由
効 率 性	A	<p>対応にあたって使用している登校支援シートについて、区内での転校、進学時に引き継がれることによって、効率良く長い目で子供を支援する体制がとられている。</p> <p>個人情報取り扱いについて施錠保管、鍵付きのバッグを使用する等、配慮されている。</p> <p>現在の人員体制では申請の増加に対応しきれない場合があり、スクールソーシャルワーカーの常勤化について検討を進める必要がある。</p>
有 効 性	A	<p>スクールソーシャルワーカーがケース会議に出席することにより、会議内容の充実も図れている。</p> <p>事業に対する学校の理解度の向上により、申請件数も年々増加している。</p> <p>学校、地域、主任児童委員、民生委員、教育センター、スクールソーシャルワーカーで緊密な連携が取れている。</p>

事業分析シート

施策名	「健やかな心と体」の育成	
事業名称	通学路における防犯カメラ	担当課：学務課

目的	通学路における児童の安全確保を強化する。
内容	<p>学校、地域等が行う通学路の見守り活動を補完するため、平成27年度～平成29年度の3年計画で各校の通学路に防犯カメラを5台設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 27年度…朋有小・富士見台小・要小・さくら小・南池袋小・千早小・高松小 ・ 28年度…仰高小・巣鴨小・西巣鴨小・豊成小・池袋小・長崎小・椎名町小・池袋第一小・池袋本町小・池袋第三小 ・ 29年度…朝日小・駒込小・清和小・高南小・目白小
手法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成27年度実施対象校の選定 インターナショナル・セーフスクール認証校及び安全・安心メールの統計から、不審者情報の多い学校を選定した。 ・ カメラ設置場所の選定 学校運営連絡協議会において、警察の助言を得つつ、PTA、地域の方々、学校関係者にて検討、協議をし選定した。

(単位：千円)

		事業費		特定財源		一般財源	
予算 (H27)		16,237		0		16,237	
決算 (H27)		11,556		5,776		5,780	
所要人員 (正規)	1	所要人員 (非常勤)	0	開始時期	H27	終了時期	H29
根拠法令等	豊島区教育ビジョン2015			法律による 義務付け	無し	必要性	有り

指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成27年度通学路防犯カメラ設置校を平成28年度通学路合同点検対象校とし、防犯カメラ設置後の状況を確認する。 ・ 安全・安心メールの統計
達成度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯カメラを設置した通学路の合同点検を実施し、現状の確認を行う。 (平成28年度通学路合同点検は、12月～1月に実施を予定)
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 映像データ、個人情報の取り扱い等、防犯カメラの運用について検討が必要 ・ 地域で設置したカメラの所管（治安対策担当）との連携及び窓口の一本化等について検討が必要

	評 価	判 断 理 由
効 率 性	B	<p>効率良く設置するために、学校及び地域と連携をとりながら事業を進めている。</p> <p>町会等で設置をした防犯カメラの住所・地番は把握しているが、地図として整備されていない。</p> <p>警察からの照会があった際、映像データの取り出しの手順と費用負担、提供の基準などについて教育委員会として検討をしていく必要がある。</p>
有 効 性	A	<p>24時間稼動することによって、犯罪等の抑止力となっている。</p> <p>学校運営連絡協議会において、警察、PTA、地域住民、学校関係者にて設置箇所の検討をすることで、地域全体で子供達を見守るという意識の醸成にも役立っている。</p> <p>防犯カメラ設置後の確認については、通学路の合同点検において実施するとあるが、現在の3年サイクルでの実施から毎年の実施に向けて検討をする必要がある。</p>

事業分析シート

施策名	地域に信頼される教育		
事業名称	放課後子ども教室事業 (地域との連携とプログラムの充実)	担当課：庶務課	

目的	安全・安心な小学校の中で、放課後の子供の居場所を確保すると共に、地域の住民の参加と協力を得て、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などの取組みを推進し、豊かな人間性を育むことを目的とする。
内容	子どもスキップ事業を実施している小学校で放課後子ども教室を開催する。 全体調整役の事務局コーディネーターとして、社会教育指導員（非常勤職員）6名を配置。ほか、地域コーディネーター・指導員・安全管理員といった、地域住民のボランティアスタッフを配置。 放課後子ども教室で実施するプログラムは事務局コーディネーターと地域コーディネーターで協議し運営する。
手法	【平成27年度実施の主なプログラム】 学 習：英語、書き方教室、自然学習、読み聞かせ、詩吟、実験教室、手話 スポーツ：野球、卓球、バドミントン、サッカー、ユニバーサルホッケー、 テニス、ソフトバレーボール、キンボール、鉄棒、とび箱、ダンス ものづくり：工作、手芸、絵手紙、小物づくり、編み物 伝統文化：茶道、囲碁、将棋、日本舞踊、書道、太鼓、盆石 鑑 賞：邦楽鑑賞 遊 び：集団遊び、昔遊び、バンブーダンス、中国コマ、けん玉 学習教室：放課後学習室、夏休み学習室（指導課チューター事業との連携）

(単位：千円)

		事業費		特定財源		一般財源	
予算 (H27)		32,563 (当初予算)		10,356		22,207	
決算 (H27)		29,967		8,409		21,558	
所要人員 (正規)	1	所要人員 (非常勤)	6	開始時期	H19	終了時期	—
根拠法令等	豊島区教育ビジョン2015			法律による 義務付け	無し	必要性	有り

指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後子ども教室参加人数 ・ 放課後子ども教室実施回数 ・ 実施校数 ・ アンケート調査 																								
達成度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">活動実績</th> <th style="text-align: center;">H25</th> <th style="text-align: center;">H26</th> <th style="text-align: center;">H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 教室参加人数 (延べ)</td> <td>16,745名</td> <td>→ 19,453名</td> <td>→ 25,404名</td> </tr> <tr> <td>・ 教室実施回数 (延べ)</td> <td>1,353回</td> <td>→ 1,452回</td> <td>→ 1,852回</td> </tr> <tr> <td>・ 実施校数</td> <td>18小学校区</td> <td>→ 20小学校区</td> <td>→ 21小学校区</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3" style="text-align: center;">※28年度中に、全22小学校区で実施。</td> </tr> <tr> <td>・ アンケート調査</td> <td colspan="3">: 保護者の満足度 94%、児童の満足度 95%</td> </tr> </tbody> </table>	活動実績	H25	H26	H27	・ 教室参加人数 (延べ)	16,745名	→ 19,453名	→ 25,404名	・ 教室実施回数 (延べ)	1,353回	→ 1,452回	→ 1,852回	・ 実施校数	18小学校区	→ 20小学校区	→ 21小学校区		※28年度中に、全22小学校区で実施。			・ アンケート調査	: 保護者の満足度 94%、児童の満足度 95%		
活動実績	H25	H26	H27																						
・ 教室参加人数 (延べ)	16,745名	→ 19,453名	→ 25,404名																						
・ 教室実施回数 (延べ)	1,353回	→ 1,452回	→ 1,852回																						
・ 実施校数	18小学校区	→ 20小学校区	→ 21小学校区																						
	※28年度中に、全22小学校区で実施。																								
・ アンケート調査	: 保護者の満足度 94%、児童の満足度 95%																								
課題	<ol style="list-style-type: none"> 1 子どもスキップと放課後子ども教室の間において、子供に関する情報が十分に共有できていない。(日本語理解、発達障害など) 2 事業の所管窓口が複数有り一本化されていないため、緊急時やトラブル時におけるスムーズな保護者への対応などに苦慮する。 3 児童数の増加に伴い、子どもスキップのスペースの確保が十分にできていない。学校施設を有効に活用できていない。 																								

	評価	判断理由
効率性	A	<p>利用者に対してアンケート調査も実施しており、利用者の意見を反映する体制が取れている。また、参加者数も年々増加している。</p> <p>地域コーディネーターとの懇談会も定期的に行われ、現場の意見も取り入れている。</p> <p>地域によって指導員の任命に苦慮している現状を鑑み、人材の確保、育成について検討を継続して進める必要がある。</p> <p>学校との緊密な連携をとることは大変重要であるが、学校の教員の多忙感が増加することの無いように連携を進める必要がある。</p> <p>現状、子ども課、教育委員会、学校と所管が複数に渡るため、事故発生時の対応などを考えると、事業・所管の一本化を進める必要がある。</p>
有効性	A	<p>民生委員、主任児童委員など、子供の問題で教育センターと係わりの強い方が地域コーディネーターをしているため、学校内とは違った地域の人々の視点で子供達を見て学校、教育委員会とも連携がとれる体制ができている。</p> <p>学校だけではなく地域の特性や様々な力を生かしつつ事業を実施している。中央教育審議会でも提唱されている「チーム学校」に即した事業となっている。</p> <p>利用者の増加に伴い、学校施設の有効活用を更に進める必要がある。</p>

事業分析シート

施策名	地域に信頼される教育	
事業名称	学校施設環境改善交付金事業	担当課：学校施設課

内 容	学校施設環境改善交付金交付要綱に基づき補助金収入を得ながら、災害に備え教育環境の充実及び質的向上のため学校改築・改修を実施する。
-----	--

(単位：千円)

		事業費		特定財源		一般財源	
予 算 (H27)		4,850,125		4,114,881 (うち環境改善交付金 220,416)		735,244	
決 算 (H27)		3,936,479		1,424,031 (うち環境改善交付金 174,359)		2,512,448	
所要人員 (正規)	3	所要人員 (非常勤)	0	開始時期	H27	終了時期	H27
根拠法令等	学校施設環境改善交付金交付要綱			法律による 義務付け	無し	必要性	有り

指 標	<ol style="list-style-type: none"> 1 地震等の災害に備えるための整備 2 教育環境の質的な向上を図る整備 3 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備
達成度	<ol style="list-style-type: none"> 1 地震等の災害に備えるための整備 築50年を超える老朽化した校舎の池袋第三小学校、池袋本町小学校、池袋中学校について改築工事を行った。工事に伴い防災井戸、かまどベンチ、マンホールトイレ、太陽光パネル等を設置し、防災拠点としての機能強化を図った。 仰高小学校及び西巣鴨中学校の外壁剥落防止等のため、外壁改修を行った。 2 教育環境の質的な向上を図る整備 ICT環境整備：池袋本町小学校、池袋中学校、池袋第三小学校、仰高小学校 トイレ改修：仰高小学校、巣鴨小学校、高松小学校、さくら小学校、駒込中学校、西巣鴨中学校 屋上・壁面緑化：池袋本町小学校、池袋中学校、池袋第三小学校 太陽光パネル 空調設備：仰高小学校（管理諸室）、千登世橋中学校（普通教室） 校庭改修：千早小学校 外構緑化整備：池袋本町小学校・池袋中学校（桜並木） 3 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備 池袋本町小学校、池袋中学校の改築において連携校の特性を生かし、多目的室と家庭科室を校庭に面し隣接して整備することで、防災拠点としての機能強化を図った。その他、家庭科室、プール、給食調理場（ドライシステム化）等を小・中学校で共有化し、施設整備の効率化を図った。（シェアリング構想）また、武道場（柔剣道場）も合わせて整備を行った。

	評 価	判 断 理 由
効 率 性	A	<p>プールについては床面が昇降する機能を持たせたことで、小・中学校で共有でき、スペース効率の良い整備がされている。</p> <p>設計段階では判らない使用感等について、実際に使用している教員の意見を財産とし、今後の計画に確実に反映させていく必要がある。</p>
有 効 性	A	<p>学校改築についてはスペースに余裕を持った設計となっており、今後、様々な活用が期待できる施設も整備されている。</p> <p>連携校ならではの小・中の交流を考えた施設のほか、災害時の救援センターとしての機能も充実している。</p> <p>校庭改修、トイレ改修などの事業は、教育環境の向上のため大きな成果を残している。</p> <p>トイレ改修については、トイレ自体の設置後の経過年数のほか、他の施設の老朽化の状況と改修及び修繕の時期を複合的に考慮して、3年間の改修計画を策定している。また、大規模改修と合わせ夏季休業期間を含めて、原則単年度で実施するなど、工事が複数年に渡ることで学校の教育活動への影響が長期間に及ぶことを避け、経費も縮減するなど工夫も見られる。</p> <p>なお、未改修の学校については早期の対応を検討して頂きたい。</p>

学校視察評価

評価の視点	池袋本町地区校舎併設型小中連携校
取り組み の評価	<p>小・中学校長の連携が非常に良く、職員室も小・中一体となった中で、教員同士の交流も取られている。</p> <p>小・中9年間の連続性を良く考えて計画、整備されている。</p> <p>充実した機能と余裕のある施設設計など今後さらに良い成果を期待できる整備がされている。特に1階の「つながりホール」（多目的室）については、広さ、整備場所、活用方法などにおいて素晴らしい施設となっている。</p>
今後の 方向性	<p>完成して日が浅いこともあるため、1年後などに課題の洗い出しが必要となる。</p> <p>児童から中学校との交流を増やして欲しいとの提案が挙げられているように、連携校ならではの交流の機会を設けていくことが重要である。</p> <p>学習情報センター等は施設の使い方について、更なる工夫、検討をしていくことが望まれる。</p>
評価の視点	放課後子ども教室（子どもスキップ南池袋）
取り組み の評価	<p>今回視察の茶道教室を始め、地域住民が指導にあたることで、様々な年代の方との良いコミュニケーションの場となっている。</p> <p>事業開始から12年経つこともあり、運動、文化、交流などメニューが豊富かつ内容も充実しており、地域住民の協力体制が非常に良く出来ている。</p>
今後の 方向性	<p>参加率が減少する、小学校4年生以上の児童が参加したがるプログラムの充実に向けた検討が必要となる。</p> <p>人材の確保が現在でも難しいプログラム、地域がある。大学と連携する等、様々な方法で人材確保に努めていく必要がある。</p> <p>子ども課、教育委員会、学校と所管が複数に渡るため、事業・所管の一本化を進める必要がある。</p>

IV 資料等

教育に関する事務の点検・評価実施要綱

〔平成20年6月10日〕
教育長決定
改正 平成24年6月4日
改正 平成25年6月27日
改正 平成27年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成19年法律第97号）の規定に基づき、教育委員会がその権限に属する事務の点検・評価及び公表について必要な事項を定めることにより、区民の視点に立った客観性や透明性の高い教育行政の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「点検・評価」とは、外部の知見を活用して教育委員会事務局が行う教育活動の執行状況を検証し、教育施策の推進に資することをいう。

(目的及び目標の設定)

第3条 課長は、毎年度ごとに課の組織の中期的方針に基づき、事務事業を取りまとめ、指標等を用いて当該方針に連なる目標を設定するものとする。

(点検・評価)

第4条 前条の規定により設定した目標の達成度及び施策の進捗状況について、点検・評価を行うものとする。

2 前項に規定する点検・評価の観点、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 効率性（実施方法とコストの視点）

(2) 有効性（設定された目標の達成度、施策実現や向上への寄与）

(点検・評価結果の活用)

第5条 点検・評価結果は教育委員会の基本方針にかかる計画の策定及び事務又は事業実施等において活用し、適切な措置を講ずるものとする。

(結果の公表)

第6条 点検・評価結果は、議会へ報告し、区民へ公表するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育部庶務課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

教育に関する事務の点検・評価委員会設置要綱

〔平成20年6月10日
教育長決定〕

改正 平成22年6月23日

改正 平成27年4月 1日

(設置)

第1条 教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うに際し、点検及び評価の客観性や透明性を確保するとともに、区民への説明責任を徹底するため、教育に関する事務の点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価に関すること。
- (2) その他教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員3人をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者で構成し、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 学校経営経験者 1人
- (3) 区民 1人

3 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は就任した年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が召集する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 委員会の会議は公開とする。ただし、公開することが相当でないと委員会が認めるときは、この限りでない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育部庶務課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月 1日から施行する。

平成28年度
教育に関する事務の点検・評価報告書

平成28年 12月発行
発行・編集

豊島区教育委員会
豊島区南池袋2-45-1
電話 03-4566-2784